# 令和5年度(令和4年分)市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税申告が必要な方

※申告相談期間中は会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。 新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力をお願いします。

令和5年1月1日現在で長岡市内にお住まいの方

(ただし、以下の「市民税・県民税申告が不要な方」のいずれかに該当する場合を除きます。)

# 市民税・県民税申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与収入のみで勤務先から長岡市へ給与支払報告書の提出がある方 ※ 提出の有無は勤務先に確認してください。
- ③公的年金等の収入のみの方

# 昨年中に収入がなかった方、非課税所得のみであった方

マイナンバーカードを使って、スマホ やパソコンからも申告ができるようにな なりました。

詳しくは市のホームページをご覧ください。

## ◆昨年中に収入がなかった方・非課税所得のみであった方について

申告の義務はありませんが、国民健康保険料等の各種保険料や保育料といった各種制度の判定に影響が出たり、所得・課税証明書の発行ができないといった支障をきたすことがありますので、申告書の提出をお勧めします。

申告書記入の際は以下の手順で記入してください。

- ①住所、個人番号、氏名、生年月日、電話番号を記入する。
- ②所得金額「合計⑫欄」に「0」と記入する。
- ③所得から差し引かれる金額「基礎控除砂欄」に「430,000」と記入する。
- ④所得から差し引かれる金額「合計③欄」に「⑬から⑭」の合計額を記入する。
- ⑤所得から差し引かれる金額「合計28欄」に「⑤から②」の合計額を記入する。
- ⑥申告書左下の「★前年(令和4年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。」 欄の当てはまる番号に○をつけて必要事項を記入する。

### ☆ ★前年(令和4年)中に収入がなかった方はこの欄に記入してください。

´ ` .					
記	1	右の者に扶養	(住所)		
7	1	されていた。	(氏名)		(続柄)
	2	遺族年金・障害年金・	福祉年金等を受給していた	€0	
例	3	その他(理由及び生活	舌費の出所等について)	貯金で生活	

# <基礎控除のみの場合の記入例>

	合 計	@ <u>:</u> 0
	社会保険料控除	(3) :
	小規模企業共済等掛 金 控 除	(4)
	生命保険料控除	<b>15</b> :
4	地震保険料控除	16 :
所得から差し引かれる金額	寡婦、ひとり親控除	(D~: (B):
から	勤 労 学 生 ・ 障 害 者 控 除	(9~: ②0:
置し	配偶者(特別)控除	②~· ② ·
かり	扶 養 控 除	23
れる	基礎控除	430,000
金額	⑬から⑭までの計	430,000
	雑 損 控 除	26
	医療費控除	Ø
	合 計	<b>430,000</b>

# 申告時に必要なもの

- ①令和5年度(令和4年分)市民税・県民税申告書
- ②マイナンバーカード 又は 通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の身元確認書類 ※ 申告書の「個人番号」欄については、記載がない場合も申告書として有効です。
- ③収入に関する証明書(給与又は公的年金等の源泉徴収票、個人年金の支払証明書等)
- ④営業、農業、不動産収入があった方は、作成済みの収支内訳書
- ⑤各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等)に関する証明書や領収書
- ⑥医療費控除を受ける方は、作成済みの医療費控除明細書
  - ※医療費通知(健康保険組合等が発行する書類)の額で申告する場合、医療費通知の添付が必要です。

# ●市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は「均等割」と「所得割」の合計額です。「均等割」は市民税3,500円、県民税1,500円で、「所得割」は前年中の所得金額に応じて次の図式で計算します。分離課税分の計算方法については市民税課にお問い合わせください。



## ●非課税の範囲

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障害者、寡婦、ひとり親、未成年で合計所得金額が135万円以下の方
- ③被扶養者(16歳未満の被扶養者を含む)の人数に応じて、所得金額が下記の基準金額以下の方

被扶養者人数	0人	1人	2人	3人	4人	被扶養者1人以上の場合の算式
均等割	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円	1,864,000円	315,000円×(1+被扶養者人数)+289,000円
所得割	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円:	2,170,000円	350,000円×(1+被扶養者人数)+420,000円

申告書や収支内訳書、 医療費控除の明細書等 は、市のホームページ からダウンロード・印 刷が可能です。



# ▶収入及び所得について(令和4年1月1日から令和4年12月31日までの分について計算してください。)

◎表中、ア~シ及び①~⑪は市民税・県民税申告書の該当箇所です。

営業等		製造業、卸売業、小売業、建設業、飲食店業、外交員、サービス業、私塾の経営などから生ずる所得 (ア 収入金額 – 必要経費 = ① 所得金額)												
農業	米、野菜、果樹などの栽培又は生産などから生ずる所得 (イ 収入金額 - 必要経費 = ② 所得金額)													
不動産		土地や建物の貸付けにより生ずる所得(受取小作料も該当します。) (ウ 収入金額 – 必要経費 = ③ 所得金額)												
利 子	公社債や預貯金の利子等の所得(源泉徴収されているものを除く。) (エ 収入金額=④ 所得金額)													
配 当		法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託等の収益の分配などの所得(上場株式分は源泉徴収により原則申告不要です) (オ 収入金額 – 元本取得のために要した負債の利子 = ⑤ 所得金額)												
給 与		給料、俸給、賃金などの所得 (カ 収入金額 – 給与所得控除額 = ⑥ 所得金額) 計算方法については、下記表1参照												
	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金等の所得 (キ 収入金額-公的年金等控除額=⑦ 所得金額) 計算方法については、下記表 2 参照												
雑	業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの (ク 収入金額-必要経費=® 所得金額)												
	その他 他の所得に当てはまらない所得(個人年金など) (ケ 収入金額 - 必要経費 = ⑨ 所得金額)													
総合譲渡	機械、車両、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得 取得の日からの保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 (収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円) = コ,サ 所得金額) ※													
一時		・解約による一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得 費-特別控除(最高50万円) = シ 所得金額) ※												

※総合長期譲渡所得と一時所得の課税対象となるのは、「収入金額-必要経費-特別控除(最高50万円)」の1/2の金額です。  $( + >) \times 1/2 + = 11$ 

# 表1 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
~ 550,999円	0円	1,628,000円 ~ 1,799,999円	収入金額を「4」で A×2.4+100,000円
551,000円 ~ 1,618,999円	給与収入-550,000円	1,800,000円 ~ 3,599,999円	割って千円未満の端 A × 2.8 - 80,000円
1,619,000円 ~ 1,619,999円	1,069,000円	3.600.000円 ~ 6.599.999円	数を切り捨てる :: A × 3.2 - 440.000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円	1,070,000円	3,000,0001 0,333,33311	(算出金額:A)
1,622,000円 ~ 1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円 ~ 8,499,999円	収入金額×0.9 - 1,100,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円

# 表 2 公的年金等に係る雑所得の速算表 < 所得金額 = A × B - C >

年齢区分	A 公的年金	⋛等の	B 割合	C 控除額 (公的年金以外の所得別)							
十四100万	収入金額の行	合計額		1千万円以下	2千万円以下	2千万円超					
	~	1,299,999円	100%	600,000円	500,000円	400,000円					
65歳未満の方	1,300,000円~	4,099,999円	75%	275,000円	175,000円	75,000円					
昭和33年1月2日	4,100,000円~	7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円					
以後に生まれた方	7,700,000円~	9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円					
	10,000,000円 以上		100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円					
	~	3,299,999円	100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円					
65歳以上の方	3,300,000円~	4,099,999円	75%	275,000円	175,000円:	75,000円					
昭和33年1月1日	4,100,000円~	7,699,999円	85%	685,000円	585,000円	485,000円					
以前に生まれた方	7,700,000円~	9,999,999円	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円					
	10,000,000円 以上		100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円					

#### ※所得金額調整控除について (注) 1、2ともに給与所得から控除

- 1 給与等の収入金額が850万円を超え、(1)~(3)のいずれかに該当する場合
  - (1) 特別障害者に該当する
  - (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する
  - (3) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する 控除額=(給与等の収入金額※-850万円)×10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円が限度

給与所得と公的年金所得双方があり、合計額が10万円を超える場合 控除額=(給与所得※+公的年金所得※)-10万円

※給与・年金ともそれぞれ10万円を超える場合は、それぞれ10万円が限度



下記区分番号を記入してください

- 左記1に該当する場合 1
- 左記2に該当する場合
- 3 左記1及び2に該当する場合

#### ▶所得控除(所得から差し引かれる金額)及び税額控除(税額から差し引かれる金額) ※ 小数点以下切上げ 前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期 社会保険料 高齢者医療保険料等を支払った場合は、全額を控除できます。 控 除 ※ ただし、配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた社会保険料は、差し引かれた方の控除になります。 小規模企業共済 前年中に小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金及び心身障害 等掛金控除 者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、全額を控除できます。 前年中に一定の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合は、下表の計算式で計算した控除額を控 ※所得税と住民税では計算方法が異なりますのでご注意ください。 除できます。 旧生命保険料 (一般) 旧個人年金保険料 **A**:(合計) B<sup>:(合計)</sup> 支払った保険料 円 円 A・Bの金額 控除額(最高35,000円) 控除額(最高35,000円) ~15,000円 B×0.5+7,500円 15,001円 $A \times 0.5 + 7,500$ 円 D ~40,000円 円 円 A×0.25+17,500円 B×0.25+17,500円 40,001円~ 円 円 新生命保険料 (一般) 新個人年金保険料 介護医療保険料 **G**: (合計) 生命保険料 E<sup>:(合計)</sup> F:(合計) 支払った保険料 円 控 除 円 円 控除額(最高28,000円) 控除額(最高28,000円) 控除額(最高28,000円) E・F・Gの金額 :Gの金額 ~12,000円 E×0.5+6.000円 : F×0.5+6.000円 G×0.5+6.000円 12,001円 ~32,000円 E×0.25+14,000円 F×0.25+14,000円 G×0.25+14.000円 32.001円~ 円 円 円 M K: C+H(最高28,000円) . D+I(最高28,000円) 合計 円 円 ※Cのみで28.000円を超える場合はCの金額 ※Dのみで28 000円を超える場合はDの金額 生命保険料控除額(K+L+M) ▶生命保険料控除額 円 (最高7万円) 前年中に地震保険料を支払った場合は、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。 なお、保険契約の区分に地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合、どちらか一方の保険料で控除額を計算しま す。控除額が高くなる方で計算してください。 ※所得税と住民税では計算方法が異なりますのでご注意ください。 地震保険料 旧長期損害保険料 A:(合計) B:(合計) 支払った保険料 支払った保険料 Д 地震保険料 地震保険料控除額(最高25,000円) Bの金額 旧長期損害保険料控除額(最高10,000円) 除 **c** : A × 0.5 ・Bの金額 ~5,000円 Aの金額 D B×05+2500円 5,001円~ 円 地震保険料控除額 (C+D) ▶地震保険料控除額 円 (最高25,000円) 令和4年12月31日現在、あなたが下表に該当する場合、下表の金額を控除できます。 控除額 寡婦控除 所得500万円以下、離別かつ子以外の扶養親族がいる方 一般寡婦 26万円 ひとり親控除 所得500万円以下かつ配偶者と死別した方(扶養親族の有無は問わない) 所得500万円以下かつ生計一の(総所得金額等が48万円以下の)子がいる方 ひとり親 30万円 (婚姻歴の有無や性別は問わない) あなたが大学や高校等の学生や生徒で、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、雑所得があり、かつ合計所 勤労学生控除 得金額が75万円以下で、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の場合 →26万円

あなたやあなたの同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合、下表の金額を控除できます。

いずれかと同居している方

身体障害者手帳3~6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など

特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族の

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など

障

障害者控除

害

特別障害者

同居特別障害者

者

控除額

26万円

30万円

53万円

	令和 4 年12月3								配偶者(事	 業専従者を	:除く)の	
	前年中の合計所	得金額が48	カ円以下( ┃ ┃		表の控除器 当 者	を控除で		除額				
	<u>                                   </u>	 者	下記以					万円				
配偶者控除	老人配偶者(		1	<u> </u>	以前に生	<u> </u>		万円				
	※ 申告者の合計				7 (133 :			7313	老人配偶者	者の適用の	場合	
	合計所得金額	が ①900万	円まで…〗 万円超…描		まで…227 せんが、「	万円(26万 司一生計画	円) ③1, 2偶者とし	000万円ま て申告でき	で…11万F ます。同	円(13万円)		
	あなたの前年中 が48万円超133						<b>算従者であ</b>	る場合を除	除く)の前	年中の合計	所得金額	
						配偶:	者の合計所行	导金額				
配偶者 特別控除			48万円超 100万円以下			110万円超 115万円以下		120万円超 125万円以下		130万円超 133万円以下	133万円超	
特別控係	申告者の 900万円	J以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0万円	
	合計所得 900万円記 金額 050万円記		22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	0万円	
	950万円起	월1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	0万円	
	令和4年12月3 前年中の合計所											
	扶養控除				文	象者				控除額	Į	
扶養控除				~平成19年 ~平成12年			33万円	3				
	特定扶養	平成12	2年1月2日	~平成16年		45万円	3					
	老人扶養	昭和28	8年1年1日	38万円	3							
	同居老親等扶	養 老人扶	人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方 45万円									
	合計所得金額に	応じて下表	の控除額が				. 1					
基礎控除	合計所得金額	2,400万	7円以下 2,400万円超 2,450万円以下			2,450万円点 500万円以		500万円超				
	控除額	437	5円	29万円	7	15万円	į ,	適用なし				
雑損控除	前年中に災害、 計算式:①(± ②(±		保険金等に	こよる補塡額	頁)-(総所	得金額等0	の合計額×	10%)		余できます。	0	
	前年中にあなた することができ		生計を一に	こする配偶者	当やその他	の親族の	医療費につ	いて、①	か②のいす	れかを選	択し、控除	
	① (支払った		保険金等に	こよる補塡額	頁) — ( 着	総所得金額	等の合計額	の5%の額と	- (上	.限200万円	3)	
医療費控除	② (特定- (スイッ・										,	
※明細書添付必須	※ <b>医療費控除を</b> ※ <b>医療費控除は</b> 税額を計算す 所得控除金額	<b>される方は</b> <b>支払った医</b> る際の所得	「 <b>医療費</b> 担 <b>療費を還(</b> 控除となり	<b>空除明細書</b> <b>寸するもの</b> ります。市	<b>の添付か</b> <b>ではありま</b> 民税・県民	<b>必須</b> です。 <b>せん。</b> 税が非課	。必ず作原 税の方や均	找した上で 同等割のみ	申告するよ の方、医療	くうお願い を費控除適	します。	
寄附金控除	地方公共団体(。 定める団体への								附や新潟県	・長岡市	が条例で	
配当割額及び 株式等譲渡 所得割額	特定配当等に係 ぞれの金額の5g											

# ●郵送での提出について

新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力お願いします。郵送で提出する際は、マイナンバーカード又は、通知カード等の番号確認書類と運転免許証等の身元確認書類の写しを添付してください。また、申告内容確認のため、収入や所得の金額がわかる書類や、各種控除に必要な証明書等の書類を同封してください。証明書や申告書、添付書類については、下記住所に送付してください。

なお、添付書類の返送は原則行いません。原本が必要な方は、予め写しを同封してください。また、市の受付印を押印した申告書の控えの返送を希望される方は、返信用封筒(宛先を記入し、所要額の切手が貼ってあるもの)を同封してください。

# お問い合わせ先

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 長岡市役所 市民税課 TEL:0258-39-2212



# 市民税・県民税申告の必要があるのか確認してみましょう



★<u>給与及び公的年金以外の所得がある場合</u>は申告が**必要**です。

☆令和4年中に収入がなかった方は手引き1ページ中段をご覧ください。

源泉徴収票に記載されているあなたの扶養の人数 (配偶者を含む)



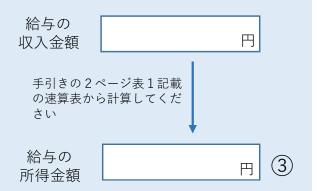
# <市民税・県民税が非課税となる所得金額>

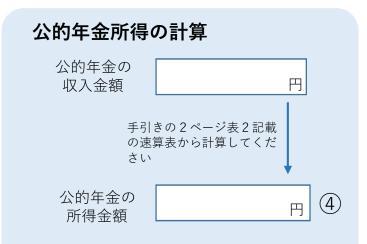
①の人数	0人	1人	2人	3人
非課税となる 所得金額	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円

①の人数	人	
左表の金額	円	2

※①が4人以上の場合は、315,000×(1+①)+289,000の金額を②に記入してください。

# 給与所得の計算





※所得金額調整控除については手引き2ページ下段をご覧ください。

# 2 > 3+4 のとき

市民税・県民税は**非課税**のため、市民税・県民税申告は**不要**です。 税金がかからないため、控除を追加する必要はありません。

# ② < ③ + ④ のとき

確定申告または市民税・県民税申告をし、控除を追加することで税額が 下がる場合があります。

- ※確定申告の義務がある方は上記に関わらず確定申告が必要です。
- ※所得税の環付を受ける場合は確定申告が必要です。
- ※上記計算はあくまで目安です。

# <記入例>

>					
	令和5年度(令和4年分	)市民税・!	<b>人</b> 住所.	、氏名等を記入	.l.てください
		長岡市長 様	上//八		
		現住所	☑ 下記に同じ		
		令和5年1月1日 現在の住所	長岡市大手	通1丁目4番地10	

令和4年中に支払った社会保険料や生 命保除料等の全類を記入してください

	個人	、番号	1	2	3	4	5	6	7	8	Ĝ	)	0	1	2
:[	ふり	がな			なぇ	<b>がお</b>	か	t:	ろ	う					
	氏	名			長		1	太	郎	5					
	種り	スは職業	ŠŠ.	農	業			牛 /	`	. 大 . 平	年 <b>2</b>		月 <b>4</b>		<sup>∄</sup> 5
0	電記	番 号			0	258-	39-2	2212				申	送F		

⊢l1 l	小伙	<b>竹十</b> 寸	- 0)	<u> 1</u>	欠で	. pL	ノノ		_	\ /	<i>/</i> _ (	<u> </u>	' ' o	電	話	番 号			UZSE	3-39-2	212		甲齿丘
	-17		足牌	表保険	46L			介護	모[[소]	sl		7	団月	2年/	金保険	和	7 ]			224	alle boto		
社会保	陥 料	正		000	1 <sup>2</sup> /	円		刀 喪1	木灰	শ	P.	3	国口	743	並体医	AT F			事業	宮	業等	ア	
控	除	後期高		医療信	呆険料	7	その他	(源:	泉の。	とおり	J )		É	<u>}</u>	計					農	業	イ	315
						円		21	,500	)	F	3		99,	500	F.	Ŀ		不	動	産	ウ	
15		新生		険料の		_	新個丿	人年金	保険	料の	計		介護		呆険料	の計	E	١.	利		子	工	
生命保険	料控除			, <b>980</b> 生命化		円計			1		III /E	H I A	金保		080	μ.	E	1	配		当	オ	
			IF	生叩	木灰竹	り計		円			IDI	四八十	- 金木	灰竹	rvzal	P.		収	給	与。	2	カ	727
16			-	地震保	) 険料の	計					旧長	長期指	害保	険料	の計			入	小口	5.		<u> </u>	
地震保険	料控除							PI								F		金			年金等	牛	1,823
①~(9 寡婦控除		17					•	(18)			19		勤労	学生	控除			額等	雑	業	務	ク	
ひとり親招	際、		] 死別 ] 離娟		】生死 】未帰		)		♪とり! 空	親涂	(学科		. –					T-0			1 . 1 .		
勤労学生 200	控除		一群炸	ř	┛木畑	速	,	1.		211	4	寡	婦:	控	除さ	うひ	とり	親	控除	は認	亥当'	崮	折に
		氏 名	i						障	害。	の	チ	エ	ツ	クを	·入;	れて	<	ださ	い。	障:	害:	者控除は
障害者	控除	氏 名							陪	害									記入	-			
معمي		نست				-					7				<del>*</del>	J 0),	土汉	٠.			` `	<i>/</i> _	C 0 ·
②]② 配偶者控[	全•	配偶	者	の		名 生			月			(昭·)	4•审	34		О п		П	事 業	H	~ ·	_	
配偶者特別	引控	長	岡	花·	子	配合	計		者 导 金	の 全 額				12	28,5	00				農	業	2	118
除・同一生 偶者	計配	個人番号	3	4	5 6	5 7	8 '	9	0	1	2	3	4	П	同一生計	紀偶者(控除対			不	動	産	3	
23)		氏	1 -		+					Ė	. 柄	_	·別居 <i>0</i>			2011107			利		子	4	
_			名		ng.		上年月			椒	179					に○印		2	配		当	(5)	
		長岡	크ネ	`	平•	大·昭 令	) 2	. 3		_	<del>}</del>		別		同老	₹ 老人 2 一般		所	給		与	6	77
44.		個 人	番	号		5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5 6		得		公的组	年金等	(7)	723
扶養					明 •	大・昭							同別			⋶ 老人 ・ 一般		金		業	務	_	720
控		個 人	番	号														額	雑	-		Ē	
除 _						大•昭				_			同	居	特定	≥ 老人				_	の他	_	
					平.						1		-011	昆.	同老	き 一般	5			(T+8	計 ③+⑨)	10	723
		打	ŧ養	親	族に		つし	て	氏	名	•	生:	年月	∃ E	日等	を			総合	譲渡・	一時	11)	
· 平 1		冒	P λ	L	7 (	1 +	ニナ	L											合		計	12	919
成 6	,	10 人	ш Ш	7		1			ĺ			1					7		社会任	呆険料	· 控除	13	99
9 未					7	互•令	ì						同						小規模	企業力	<b>共済等</b>	(14)	
が生年満 対 1 の		/IEI I	釆	Д.		T					Τ	<del>                                     </del>	50	居				4		<ul><li>金 控</li><li>保 段 料</li></ul>		_	0.4
	A				,			1-15-1	اب				_		- 64	$\downarrow \downarrow$						-	24
療費!										され	n	5 剳	貝、	控	常			所	地震	呆 険 料	· 控 除	_	
を申台	書書	に記	人	しっ	7	だ	さ	い。										得  か		ひとり業		(7)∼ (18)	
た、		療費						-		.†	۲šii	入江	ョ マ	<b>₹</b>	- 1		-	6	勤 労障 害		生・控除	(19~	
/ _ `		冰尺	. J.X	בי יוצון	/ J 小H		١ ـ ـ	· / / /	JW 1	.) v	<i>J</i> ×	در.ن	- <b>t</b>	. 🤊	•	類		差	配偶者			21~	330
雑 損 ]	空小			7		保険	金などて	が補塡さ	れる金	額	差引	損失額	領のう	ち災害	関連支	出の金額		し  引				22	
					円					F	_					F		か		<b>美</b> 控			450
Ø		特例	ij —		支払っ			ş			保険	食金な	どでネ	甫塡る	される会	金額		れ		楚 控	_	24)	430
医療費	控 除				10	05,5	/6		円							P.	İ	る	(13)力元	5@まで	で計	(25)	1,333
★前年(*	<b>令和4</b> 4	€)中に	収入	がなり	シった	方は	tこの.	欄に	記入	して	こくだ	さい	'a					金額	雑 扌	員 控	余	26)	
<u> </u>	14 JH 45	1 / 1 (	<u>~//</u>	W	, ,,	/J 10	· - */	IN I	<u> </u>		. \ / _		•				_	口只					

-	を	記入	して	< 7	だ	さい	
		事業	II ~	1,1	•		
		争 来	農	業	2		118,000
		不	動	産	3		
		利		子	4		
	2	配		当	(5)		
	所	給		与	6		77,200
	得		公的年	金等	7		723,825
	金額	116	業	務	8		
		雑	その	他	9		
			合 (⑦+®-	計 +⑨)	10		723,825
		総合譲		一時	(1)		
		合		計	12		919,025
	4 所	社会保	<b>  険料</b>	空除	13		99,500
		小規模掛 金	企業共	斉等 除	14)		
		生命保	<b>  険料</b>	空除	15		24,070
		地震保	<b>  険料</b>	空除	16		
	得か	寡婦、で	<b>かとり親</b>	控除	(Ī)∼ (18)		
	から差	勤 労障 害	学生		(9~ 20		
	差し	配偶者			② ②		330,000
	引	扶 養	控	除	23		450,000
	かれ	基礎	整 控	除	24)	)	430,000
	る	(3)カット	②までの	計	25		1,333,570
	金額	雑 損	控	余	26		, , , -
	цд	医療	費。控	除	27)		59,625
		合	7	計	28	-	1,393,195

★前	<b>竹年(令和4年)</b> 中	『に収入がなかった方はこの欄に記入してください。							
1	右の者に扶養 されていた。	(住所) (氏名) (統柄)							
2	遺族年金・障害年	金・福祉年金等を受給していた。							
3	その他(理由アび生活費の出所等について)								

#については、マイナンバーを記載してください。ただし、記載がなくても、申告書としください。 ください

基礎控除の記入漏れがないようご注意

		5書裏面についてはHPもし は市民税課にお問い合わせく									金額に関	金額に関する事項「⑦医療費控除」欄										V.		
寺か、	ださい		176 H	A 10	- 45	173				•	<u>害</u> その他	青色	専従者内 配偶者	引訳	専従者控除額			分離	資料	確 (控)	1	··		
													その他								長	畄	市	

収入と所得の金額を記入してください手引き2ページを参考に

315,000

727,200

1,823,825

控除額を記入してください手引き3~4ページを参考に